

奥出雲町事業継続支援給付金

を創設しました

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている町内事業者の事業継続を支援するため、事業全般に広く活用いただける給付金制度を創設しました。

給付金名	奥出雲町事業継続支援給付金
給付対象者	町内に住所又は所在地を有し、かつ町内で事業を営んでいる者であって、次のいずれかに該当する者。 ①中小企業信用保険法第2条第1項に規定される中小企業者 ②法人税法別表第2に該当する公益法人 ③町税の滞納がなく、今後も事業を継続する意思がある者
給付要件	申請書提出時点において、令和2年1月以降における1カ月において前年同月比で売上の減少率が20%以上50%未満の月があること、かつ50%以上の減少月がないこと。
給付額	前年の売上 - (減少率20%以上50%未満の月の売上×12) (ただし上限50万)

※個人事業主の方、NPO法人(中小企業信用保険法に規定される特定事業を営む者に限る)も対象となります。

※給付額の算定において、千円未満の端数が発生した場合は切り捨てとします。

※創業が1年未満の事業者への対応などの特例措置もございます。

詳しくは、下記お問合せ先までお尋ねください。

【ご利用の流れ】

■給付金の申請

給付金の申請は、奥出雲町役場商工観光課、奥出雲町商工会本所及び経営支援センターで受け付けています。申請にあたり、下記の書類を事前にご準備ください。

- 昨年の売上が確認できる書類
例) 確定申告書類の写し(青色申告の場合: 確定申告書第1表、所得税青色申告決算書など)
(白色申告の場合: 確定申告書第1表など)
- 今年の売上(月別)が確認できる書類(売上台帳等)
- 振込口座の通帳の写し

■審査・給付決定

■給付金の支払

お問合せ先

奥出雲町商工観光課 (TEL 54-2504)

奥出雲町商工会 本所 (TEL 54-0158)

経営支援センター (TEL 52-1119)